第四十三条　船舶局、航空機局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）又は航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）の免許人は、法第六条第三項、第四項、第五項又は第六項に規定する事項に変更があつたときは、速やかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。

2　遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）、無線航行移動局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）又は航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）の免許人は、その無線局の無線設備の設置場所である船舶又は航空機の所有者又は主たる停泊港若しくは定置場に変更があつたときは、速やかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。

［3・4　略］

（書類の提出）

第五十二条　［略］

［2・3　略］

4　検査実施報告書であつて船舶局（第四十一条の二の六第八号に規定するものを除く。）、遭難自動通報局、無線航行移動局（第四十一条の二の六第十三号に規定するものを除く。）又は船舶地球局（第四十一条の二の六第十七号に規定するものを除く。）に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して所轄総合通信局長に提出することを妨げない。

［5　略］

別表第五号　定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）

［一～十九　略］	
二十　海岸地球局	
(1)　電気通信業務を行うことを目的として開設するもの	一年
(2)　(1)に該当しないもの	五年
［二十一・二十二　略］	
二十三　船舶地球局	
［(1)　略］	
(2)　船舶自動識別装置の無線設備のみを設置するもの	三年
(3)　(1)及び(2)に該当しないもの	二年
［二十四～三十二　略］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（添附書類等）	（添附書類等）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
2　無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。	2　［同上］

区分	無線局事項書及び工事設計書の様式
	無線局事項書の様式
	工事設計書の様式
［一～六　略］	

改正後	改正前	
第四十三条　船舶局、航空機局又は航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）の免許人は、法第六条第三項、第四項又は第五項に規定する事項に変更があつたときは、すみやかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。	**第四十三条**　船舶局、航空機局又は航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）の免許人は、法第六条第三項、第四項又は第五項に規定する事項に変更があつたときは、すみやかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。	
2　遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）、無線航行移動局、船舶地球局又は航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）の免許人は、その無線局の無線設備の設置場所である船舶又は航空機の所有者又は主たる停泊港若しくは定置場に変更があつたときは、すみやかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。	2　［同上］	
［3・4　同上］	［3・4　同上］	
（書類の提出）	（書類の提出）	
第五十二条　［同上］	**第五十二条**　［同上］	
［2・3　同上］	［2・3　同上］	
4　検査実施報告書であつて船舶局（第四十一条の二の六第八号に規定するものを除く。）、遭難自動通報局、無線航行移動局（第四十一条の二の六第十三号に規定するものを除く。）又は船舶地球局に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して所轄総合通信局長に提出することを妨げない。	4　［同上］	
［5　同上］	［5　同上］	
別表第五号　定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）	**別表第五号**　定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）	
［一～十九　同上］	［一～十九　同上］	
二十　海岸地球局	二十　海岸地球局	
(1)　同上	(1)　同上	一年
［新設］		
(2)　(1)に該当しないもの	二年	
［二十一・二十二　同上］	［二十一・二十二　同上］	
［二十四～三十二　同上］	［二十四～三十二　同上］	

区分	無線局事項書及び工事設計書の様式
	無線局事項書の様式
	工事設計書の様式
［一～六　同上］	